改正後の規制フロー図

石綿の使用の有無に関する事前調査【元請業者または自主施工者】
（**有資格者による設計図書等の確認及び目視調査を実施**。判別できない場合は、建材の分析又はみなし。＊資格者、分析機関への委託可能）

↓

事前調査結果の記録の作成、記録の保存【元請業者または自主施工者】（保存期間：解体等工事の終了日から５年間）

↓

工事発注者及び下請負人へ事前調査結果の書面説明、**書面保存**【元請業者】（保存期間：解体等工事の終了日から３年間）

↓

【条例】事前調査結果報告【発注者または自主施工者】
（平成８年までに建築された耐火建築物を解体する場合、石綿の有無に関らず吹付け石綿の有無について報告が必要）

【法】事前調査結果報告【元請業者または自主施工者】**（令和４年４月１日から）**
（一定要件以上の解体・改造・補修を行う場合、石綿の有無に関らず報告が必要）

石綿含有材料なし	石綿成形板等あり（一定要件以下、Lv.3）	石綿成形板等あり（一定要件を超える、Lv.3）	吹付け石綿・石綿含有保温材等あり（Lv.1、2）

作業計画の作成【元請業者】

下請負人への作業の方法の説明【業務を他の者に請け負わせる元請業者・下請負人】

（届　出　不　要）

県届出対象特定工事実施届【工事発注者または自主施工者】＊作業開始14日前まで	特定粉じん排出等作業実施届【工事発注者または自主施工者】＊作業開始14日前まで

石綿含有材料等処理予定量届【施工者】＊作業開始14日前まで

届出審査【県又は鳥取市】（作業計画が適切でない場合、変更を勧告、命令）

事前調査結果の掲示 【元請業者】（掲示期間：**解体等工事の開始の日から終了の日まで**）

事前調査結果の現場備え付け 【元請業者】（掲示期間：**解体等工事の開始の日から終了の日まで**）

作業の掲示【元請業者】（掲示期間：作業７日前から作業終了まで）

解体等工事

作業計画に基づく作業の実施、作業の記録・保存、個別の作業基準を遵守した石綿除去【施工者】
計画に基づく作業実施の確認、下請負人の指導【元請業者】

立入調査　（通報、抜打ち等）【県又は鳥取市】

事前調査が適切に実施されていない場合、作業停止と再調査等を勧告、命令【県】

環境測定（敷地境界、集じん・排気装置の排出口等）【施工者】

作業基準が遵守されない場合、作業停止と作業改善を勧告、命令【県又は鳥取市】

石綿あり

知識を有する者による作業が適切に行われたことの確認【元請業者・自主施工者】

再調査（作業停止）

作業記録の作成保存【元請業者・自主施工者】（保存期間：特定工事終了から3年間）

石綿なし

発注者への作業結果の書面報告【元請業者】（保存期間：特定工事終了から3年間）

作業の再開

報告不要

石綿含有廃棄物の処理状況の報告【工事施工者】
＊発注者への報告書面の写しを添付